

障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議との協議等議事録（要旨）

政策企画室 広聴担当

- 1 日 時 令和7年12月16日（火）14時55分から16時45分
- 2 場 所 天王寺区民センター 1階ホール
- 3 団 体 名 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議
- 4 協議等の趣旨 障害者の自立と完全参加をめざす要望についての協議
- 5 出 席 者
(団体側)
30人
(本 市)
危機管理室 2人 福祉局 11人 健康局 2人

6 議 事

(1) 施設入所者の地域移行について（地域移行・地域生活に関する要求項目2. ①、②、③）

団体要望概要

- ・施設入所中に地域での生活を知る機会を作ってほしい
- ・施設の状況について、地域移行につながりやすい仕組みづくりを早急に検討していただきたい。
- ・長期入所している方は「施設が自宅」だという意識になってしまい地域移行の弊害となっているため、早急に「通過型・循環型」に転換していただきたい。
- ・令和8年度から「地域生活アセスメント事業」を始めることと、施設の意向確認担当者を設置するところを両輪で考えていただきたい。

本市説明概要

- ・地域生活のイメージができない方に体験外出をしていただく取組として、令和4年度から「施設入所者地域生活移行促進事業」を実施しているところであり、今後も進めてまいりたい。
- ・地域移行については障がい者施策の中でも大切な課題だと認識しており、地域、本人・家族、施設といった多角的な面から取組を進めていくことが大事だと考えている。
- ・地域の中で施設が担っていく役割について、大阪市では、行政と施設が話し合いながら協働して進めてまいりたい。
- ・「地域生活アセスメント事業」と施設の意向確認の取組についてはこれから検討してまいる。

(2) 精神障害者の地域移行・地域支援について（地域移行・地域生活に関する要求項目3. ①）

団体要望概要

- ・大阪市の「地域生活移行推進事業」は、精神障害者の社会的入院の解消を目指す重要な取り組みであり、最大限活用してほしい。
- ・事業の今年度活用件数が5件と非常に少ないが、事業の対象者が自体は少ないわけではないと認識しており、主に病院側の意識や支援体制の問題が件数増加を妨げていると考え、病院側への働きかけや啓発活動の充実を要望する。また、長期入院・施設利用者が意思決定できる環境づくりや体験・交流の機会の提供を要望する。
- ・退院後に再入院してしまうケースもあり、服薬管理や体調管理など地域生活の支援・指導体制強化が必要である。（意見のみ）

本市説明概要

- ・市としても、精神科病院の長期入院は人権侵害との認識で、地域移行推進事業の最大限活用に努める。
- ・今年度の新規事業活用件数は5件と少ないことを認識しており、対象者はもっといると考えている。病院側が「地域の受け皿がない」「退院が本人にとって安全でない」と考えている点や、本人自身が長期入院で退院後の生活イメージを持ちづらい点が件数の増加を妨げている。地域支援者や病院スタッフへの啓発、退院者の生活状況発信、ピアサポーターによる体験共有などを通じて両者の意識変革に努める。

(3) 精神障害者の地域移行・地域支援について（地域移行・地域生活に関する要求項目3. ②）

団体要望概要

- ・病院での精神障害者虐待の問題は非常に重要で、大阪市も自分事として対応すべきであり、市民が他管轄の病院で被害に遭うことも大阪市の責任と認識してほしい。（意見のみ）
- ・虐待防止制度の周知が十分とは言えない可能性があるため、制度の認知度や周知方法の現状について確認したい。
- ・虐待の発生件数等の公表システムについて、大阪市ではどのように考えているか説明を求める。
- ・虐待件数の公表はホームページ等で多くの人が容易に確認できる形で実施し、抑止効果のある公開方法に改善することを求める。
- ・ポスターのサイズや掲示場所について、より目立つ形で掲示を推奨し、掲示が不十分な病院では持参するなど積極的な周知活動を希望する。（意見のみ）

本市説明概要

- ・精神障害者に対する虐待防止制度の周知は十分とは言えず、今後も病院内ポスター掲示等、面会時の掲示状況確認を含め、広く周知に努めていきたい。いただいた意見を踏まえて所内で検討する。
- ・虐待通報件数等は障がい者地域生活支援部会の資料として報告しているが、内容の充実や今後の報告方法も検討する必要がある。
- ・部会資料はホームページにも掲載しているが、より分かりやすく、すぐ確認できる形で情報提供する方法について意見を持ち帰り所内で話し合う。

(4) 精神障害者の地域移行・地域支援について（地域移行・地域生活に関する要求項目3. ③）

団体要望概要

- ・入院者訪問支援事業について、対象者が医療保護入院者に限られている点と回数制限の現状について、事業開始からの変化・改善状況を確認したい。
- ・入院患者が希望を出せば訪問が受けられることが、他の患者にも前向きな影響を与えているため、対象者の拡大と訪問回数の拡大について、最優先で検討を進めてほしい。（意見のみ）

本市説明概要

- ・事業開始時は希望者数の予測が難しく、医療保護入院者を対象とした原則絞った形のスタートとなったが、運用しながら改良、対象拡大の必要性は常に課題として認識しており、各会議や関係者らと実のある事業になるように、引き続き、検討していく。訪問回数については、原則1人1回から年度内最大3回と拡大し、運用改善を図っている。実施件数や希望者数の動向を見つつ、対象者・回数・支援内容・支援員確保等の課題について自治体・事業所・医療機関で話し合っていく。

(5) 報酬改定及び一人事業所の支援策について（地域移行・地域生活に関する要求項目4. ①）

団体要望概要

- ・相談支援全体に対して、安定した事業経営ができて、かつ負担が減るような支援策を検討していただきたい。
- ・一人事業所への支援策として、拠点機能を担う複数事業者の協働による機能強化型報酬取得事例も複数出てきていることから、実態や課題を把握することから始めてはいかがか。

本市説明概要

- ・事業所が安定的に運営できるよう、引き続き国へ要望してまいる。
- ・複数事業者による協働についてはどういった形で連携しているのか、今後把握していきたいと考えている。

(6) 緊急時支援事業等の仕組みの啓発・研修について（地域移行・地域生活に関する要求項目5. ②）

団体要望概要

- ・緊急一時保護事業の利用条件や緊急事態発生時のスキームを再検討し、市民の方や地域の事業所へ周知する必要がある。また緊急事態が起こらないようにするため、地域への手厚い支援も検討していただきたい。

本市説明概要

- ・緊急時一時保護事業は個別給付を優先した制度設計としているが、状況を確認しながら、引き続き緊急時に使いやすい制度設計となるよう検討を続けてまいる。

(7) 触法ケースへの対応について（地域移行・地域生活に関する要求項目5. ③）

団体要望概要

- ・矯正施設等からの地域移行には力も時間も必要であるため、本人の住まいを丁寧に整えられるよ

うなアセスメントの仕組みを作っていく必要があり、司法関係や定着センター、区役所も一緒に動けるように検討していただきたい。

本市説明概要

- ・昨年度にアセスメントシートをお示しし、地域生活支援センターとの連携強化のための研修を実施する等、取組を始めているところであるが、現状も踏まえて、引き続きスキーム作りに取り組んでまいる。

(5) 個別避難計画について（地域移行・地域生活に関する要求項目6.）

団体要望概要

- ・各区で防災訓練を行っているが、障がい者は置き去りになっている。防災訓練の実施について当事者に向けたはたらきかけと、地域に向けたはたらきかけが必要ではないか。事前に地域との顔合わせが出来ていないと、実際に災害が起こった時に、地域もどう動いたらよいかわからない。また、個別避難計画の作成についても、具体的にどう協力すればよいかわからない。

本市説明概要

- ・個別避難計画の作成については、各区での対応としているため、事前に当事者と地域の顔合わせが必要であるという意見については、当事者からの意見として区へ伝える。

(6) 危機管理室と福祉部門の連携について（地域移行・地域生活に関する要求項目6.）

団体要望概要

- ・福祉避難所を拡充してほしい。
- ・防災部門と福祉部門の連携を強化してほしい。

本市説明概要

- ・現在、各区役所間で好事例等を共有しながら避難所開設の防災訓練実施や、福祉避難所の拡充に取り組んでおります。
- ・個別避難計画の作成を含む、避難行動要支援者支援の取組について、今後も福祉部門を所管する部署や区役所と連携しながら取り組みを進めていきます。

(7) 生活介護および就労継続支援B型の報酬について（地域移行・地域生活に関する要求項目7. ①）

団体要望概要

- ・生活介護の時間単位報酬体系は、短時間利用を余儀なくされる精神障がい・盲ろう・重度障がい等の事業所の存続を脅かしていることから、国に対し制度の見直しを求めるとともに、市においても配慮規定の柔軟な適用を継続することを要望する。
- ・また、就労継続支援B型事業所についても同様の制度が導入されないよう、国へ働きかけを行うことを求める。本日、国において報酬改定検討チームが開催されているが、これまでの財政審議会の資料によれば、令和6年度の報酬改定において平均工賃月額の算定方式を変更したことにより、基本報酬区分が過度に上昇しているため、今後は基本報酬を減額する方向で検討が進められるのではないかと懸念がある。不適切な事業者の影響により報酬が下げられること、および収支差率の高いサービスの報酬が引き下げられる場合、サービスの質の良否に関わらず一律で報

酬が減額されることとなり、質の確保や基盤の維持とは逆行する対応であるため、質の高い事業者が存続できなくなるおそれがある。国に対して強く対応を求める。

本市説明概要

- ・令和6年度の報酬改定では、生活介護における基本報酬区分が見直され、サービス提供時間ごとの基本報酬が設定されたが、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とするなど、一定の配慮が設けられている。障がい特性に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間となる利用者については配慮規定が定められており、本市においては国の通知に基づき、柔軟に適用している。なお、生活介護は報酬改定後も、現時点では一人当たりの給付費は増えている状況である。